|  |
| --- |
|   **介護保険福祉用具購入費受領委任払いに係る誓約書**犬山市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに関して、事業所の登録の届出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。１．介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４４条第１項及び第５６条第１項に規定する福祉用具（以下「福祉用具」という。）の提供に関しては、関係法令及び犬山市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱（令和４年要綱第３５号）を遵守すること。２．法第４１条第１項に規定する居宅要介護被保険者又は第５３条第１項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該要介護者等の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた福祉用具の販売に努めること。３．福祉用具の販売にあたっては、犬山市、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者との連携に努めること。４．要介護者等から、福祉用具について介護保険福祉用具購入費の受領委任払いの申し出があった場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間及び介護保険給付の制限に関する規定の適用を受けていないことを確認すること。５．福祉用具の販売を受領委任払いで取り扱う場合は、見積書を作成し、要介護者等に発行すること。６．福祉用具の販売に関する見積書の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その変更の内容を当該要介護者等に通知すること。７．福祉用具購入費については、保険給付分を除いた自己負担額を要介護者等から受領するものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、当該自己負担額の支払いを受けたときは、要介護者等に領収書を発行すること。８．福祉用具購入費を受領委任払いにより受給する要介護者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を市に通知すること。(1)　不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。(2)　正当な理由なく、当該福祉用具の販売を行うにあたって必要な手続き等に関して協力しないとき。９．要介護者等からの苦情等があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、要介護者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても市、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者との協力により適切な対応を行うこと。10．福祉用具の販売に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、要介護者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲内において要介護者等に対してその損害を賠償し、本登録の辞退を申し出ること。11．事業者の役員若しくは従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た要介護者等及びその家族の秘密を保持すること。12．介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、新たに記載した介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱届出書を市長に提出すること。　　犬山市長年　　月　　日　　 　　　　　 住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名 　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　 |

※事業所名・代表者名については、署名または記名押印（認め印を除く。）をしてください。